

京都府立植物園へご来園の皆様へ

植物園内では、自然と触れあい植物の観察を通じて知識を深め、憩いやくつろぎを得る場所として以下の事項を守り、ご来園の皆様が気持ちよく楽しんでいただけるよう皆様のご理解、ご協力をお願ひいたします。

植物園職員が皆様に指示を行う場合は、その指示に従ってください。

また、植物園内での写真等の撮影や写生を行う際の注意事項等について、3頁以降に記載しておりますのでご案内いたします。

園内へ持ち込みを禁止するもの

- ・運動用具・遊具（ボール類、バドミントン、なわとび、シャボン玉、風船、撮影時的小道具など）やテント（夏季（7月～9月）を除く。）※
- ・酒類
- ・ペット
- ・音の出るものや音響機器（楽器ケース等に入れられたものは除く。）
- ・ドローン
- ・植物

※持ち込みを禁止するものをお持ちの場合は、入場門でお預かりします。

※遊具は乳幼児が咥えたり、手にしたりするもので、来園者の植物観賞や植物管理に支障の恐れないものは除きます。

※テントは日中の日よけとして、**金属製フレームではないもの**でかつ、ペグダウンが不要なもので、2人用までのワンタッチテント等必要最小限のものに限ります。

園内へ禁止する行為

- ・植物を採ったり、落葉や木の実（どんぐりなど）を持ち出すこと。
- ・昆虫や魚、鳥などを捕まえたり、エサを与えること。
- ・木に登ったり、枝を折ったり、花や実、葉をちぎるなど、植物を傷つけること。
- ・柵やロープで囲んだ場所、立入禁止の立札のあるところ及び植物を保護しているところへ入ること。
- ・喫煙を行うこと。
- ・多人数で場所を占拠すること。
- ・池や滝に物を投げたり、池の中で遊ぶこと。
- ・観覧温室内で食事すること。（中庭を除き、飲料は蓋つきのものに限る。）
- ・きのこ文庫や園芸サロンの図書を持ち出すこと。（貸し出しまりません。）
- ・園芸サロンを団体等で独占すること及び同サロン内で飲食すること。

- ・指定された場所以外でテントを設置すること。
- ・演奏を行うこと。
- ・植物園の敷地内において、印刷物、図書その他の文書を配布したり、散布すること。
- ・その他、京都府立植物園条例などの規定で認められない行為を行うこと。

その他の注意していただく行為等

- ・三脚（一脚を含む。）やイーゼルを使用する場合は、植物を傷つけたり、他の来園者の通行や植物観賞の妨げにならないようにすること。また、長時間据え付けないこと。
- ・きのこ文庫や園芸サロンの図書などは大切に取り扱うこと。
- ・迷子の呼び出し放送はしていません。お子様には十分に目配りをお願いします。
- ・園内美化のためゴミ箱は設置していません。ゴミはお持ち帰りください。
- ・その他、園内の秩序を乱したり、他の来園者に迷惑となるような行為は行わないようにお願いします。

植物園内での写真等の撮影や写生について

植物園は数多くの被写体を提供する場として、多くの写真の愛好家や学生のみなさんに利用していただいている。一方で、撮影等に集中するあまり、周囲の植物を踏みつけたり、邪魔になる植物を折り曲げたりするなど心ない行為が行われることがあります。

ご来園の皆様が、気持ちよく楽しんでいただけるよう、以下の事項をお守りください。

写真・ビデオ・映像等の撮影において禁止する行為

1. 営業・商業を目的とする写真・ビデオ・映像等の撮影。※以下に＜撮影例＞を記載
2. コスプレなどの撮影。
3. 長時間同じ場所を占拠することや、園路をさえぎったり、機材を放置すること。
4. 植物に触れたり、痛めたり、スプレー等で霧をかけたり、鉢を移動すること。
5. 植物名表示ラベルやベンチを移動すること、園内工作物・器財を移動及び使用すること。
6. 立入禁止区域（柵やロープで囲んだ場所、立入禁止の立札のあるところ、生垣）内に三脚を据え付けたり、立ち入って撮影すること。
7. 撮影用レフ板（傘）、ライトを持ち込むこと。

また観温室では、上記の1～7に加えて、以下の行為を禁止しています。

- ・植物の植栽・展示場所（区域）への立ち入りと、三脚の据え付け。
- ・同一場所での複数の者の三脚使用。
- ・展示会の会場での三脚使用。
- ・土曜、日曜、祝日などの混雑が予想される日は、終日、三脚の使用を禁止します。

＜営業・商業を目的とする撮影例＞

- ・雑誌やパンフレットに使う写真や映像の撮影
- ・商品カタログ作成のための写真の撮影
- ・モデルの撮影会 など

撮影許可を受けて撮影することができるもの

上記のうち1. 営業・商業を目的とする写真・ビデオ・映像等の撮影及び2. コスプレなどの撮影で、カメラマンや専門業者が依頼を受けた婚礼前撮り※や遠足・学校行事などの記念写真、個人的なコスプレ撮影については、観覧温室内を除き、撮影許可を受けて撮影することができます。※婚礼関係の写真は有料になります。

許可が必要か不明な場合は、事前に、植物園事務所までお問い合わせください。

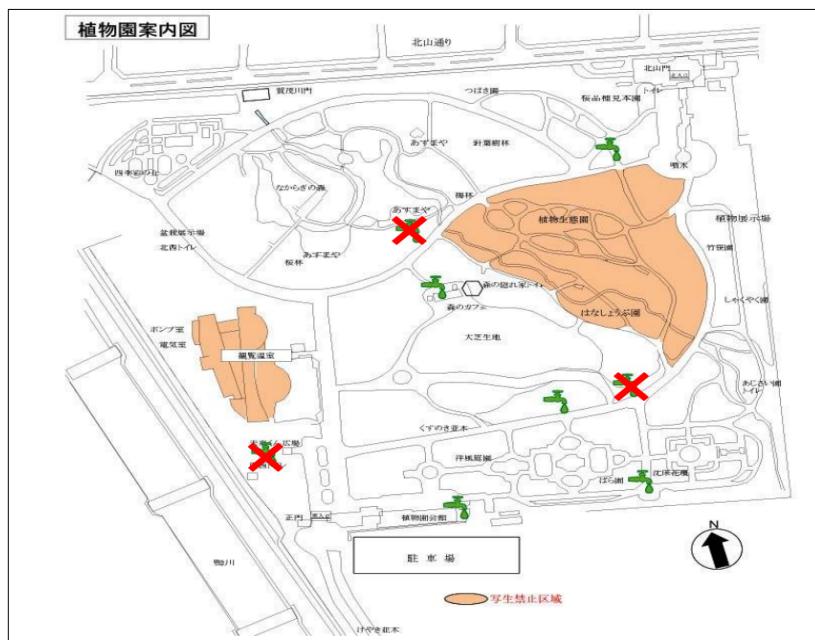
植物園内での写生

- ・観覧温室内及び植物生態園での写生会は、通路が狭いため禁止しています。
- ・筆やパレットの洗浄は、必ず水道を使用し、トイレの手洗い場や噴水等では洗わないでください。
- ・画用紙や絵具を散乱させ放置するなど、来園者の迷惑にならないようしてください。

※学校の先生方へ

※【学校の先生方へ】写生会を行う場合の注意事項

- ①観覧温室内及び植物生態園での写生会は、通路が狭いため禁止しています。(下図参照)
- ②筆やパレットの洗浄は必ず水道（下図 水道マーク）を使用し、トイレの手洗い場や噴水等では洗わないよう指導してください。
- ③通路等に画用紙や絵具を散乱させ放置するなど、来園者の迷惑にならないよう指導と巡回をお願いします。
- ④植物園は園内美化のため、ゴミ箱を備え付けていませんので、ゴミは持ち帰るよう指導してください。
- ⑤園内で、事故等がないよう十分に指導・巡回をお願いします。
- ⑥その他、植物園職員から指示があった場合はそれに従ってください。



（参考）植物園の設置や利用者の責務、施設管理に関する規定

○京都府立植物園条例＜抜粋＞

（設置）

第1条 植物を育成栽培し広く府民のいこいの場としてこれを公開し、植物の観賞を通じて一般の教養に資するとともに、植物学の研究に寄与するため、京都府立植物園（以下「植物園」という。）を京都市左京区下鴨半木町に設置する。

（利用者の責務）

第2条 植物園の利用者は、教養と知識の向上のためにこれを利用するとともに、その公共性にかんがみ、園内の秩序を尊重し、いやしくも条例規則その他管理者の指示に違反することのないようにしなければならない。

（入園の拒否等）

第4条 知事は、次の各号に掲げる者の入園を拒否し、またはこれを退園させることができる。

- (1) でいすい者、病人または保護者の付き添わない幼児
- (2) けん騒にわたる者または他人に不快の念を与える服装をする者
- (3) 動物をつれ、または他人の迷惑となるような物品を携帯する者
- (4) 植物、動物または施設を採取、捕獲もしくは損傷しようとする者またはこれらの行為をした者
- (5) その他植物園の管理上差し支えがあると認める者

（罰則）

第5条 次の各号の一に該当する者は、1万円以下の過料に処する。

- (1) 植物、動物または施設を採取、捕獲もしくは損傷した者
 - (2) 開園時間外に知事の許可なく園内に居残り（駐車場への車の放置を含む。）または侵入した者
- 2 詐偽その他不正行為により第3条の規定による使用料の徴収を免がれた者は、その徴収を免がれた金額の5倍に相当する金額以下の過料に処する。

○京都府立植物園管理規程＜抜粋＞

第2条 園内においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、その行為の実施について、植物園の緑に囲まれた空間をその会場として利用することにより、植物園のさらなる魅力発信につながると園長が承認した場合はこの限りでない。

- (1) 営利目的で写真又は映画を撮影すること。
 - (2) 入園者から入園料以外に特別な料金を徴収してイベントを催すこと。
 - (3) 集会、式典その他これ等に類する行為を催し又は行進を行うこと。
 - (4) 植物（種子、果実、枝、落葉など）、昆虫類、鳥類、魚類、両生類その他動植物などの持ち出し及び持ち込むこと。
 - (5) 指定以外の場所へ車を乗り入れ又は駐停車すること。
 - (6) 火気の使用その他植物園施設等に危険を及ぼすおそれのある行為
 - (7) 行商、募金その他これ等に類する行為
- 2 次の各号に該当する行為については、前項ただし書きの規定による承認を与える対象としない。
- (1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれのあるもの
 - (2) 宗教活動、政治活動等に当たるもの
 - (3) 植物園の植物又は施設を汚損又は損傷させるおそれのあるもの
 - (4) 植物園の業務遂行又は近隣住民の生活に支障をきたすおそれのあるもの
- 3 京都府暴力団排除条例（平成22年京都府条例第23号）第2条第4号に掲げる暴力団員等は、第1項ただし書きの規定による承認を受けることができない。
- 4 第1項ただし書きの規定により承認を受けようとするときは、行為実施申請書（様式第1号）を園長に提出して承認を受けなければならない。
- 5 第1項ただし書きの規定により承認を受けて実施した行為によって、万一事故が発生した場合、その責任は実施者にあるものとし、これによって実施者及び入園者等第三者に生じた損害について植物園は一切賠償の責任を負わないものとする。